平成２６年（フ）第６００１号
東京都板橋区中台１丁目53―10―102
債務者　一兜　好雄
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６００４号
東京都中野区野方１丁目58―５―301
債務者　大塚　裕美
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６００５号
東京都江東区大島８丁目17―10―101
債務者　岡野　弘治
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６００９号
東京都荒川区町屋５丁目18―15―203
債務者　青山久美子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０１１号
神奈川県藤沢市大鋸１丁目17―15
債務者　飯田　誉子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０１６号
東京都荒川区東日暮里６丁目23―７―701
債務者　田中美代子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０１７号
東京都町田市三輪緑山４丁目３―11
債務者　若狭　俊之
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０２１号
東京都杉並区和田３丁目47―14　メゾンドルイ
債務者　原　　千代
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０３８号
東京都中野区弥生町２丁目53―３―603
債務者　佐藤　俊次
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０４０号
千葉県木更津市真里157―１
債務者　蠣崎　飛鳥
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０４２号
東京都新宿区西早稲田３丁目15―15―101
債務者　北村　千秋
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０４５号
東京都足立区西新井本町３丁目９―１―202
債務者　渡辺美久里
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０５３号
東京都八王子市石川町2023―201
債務者　鳥羽　正義
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０５４号
東京都新宿区北新宿４丁目１―14―402
債務者　松井　三輪
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０６０号
東京都大田区南蒲田３丁目７―２
債務者　我妻　正治
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部